

四半期報告書

(第77期第3四半期)

株式会社トーブラ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【事業の内容】 | 3 |
| 第2 【事業の状況】 | 4 |
| 1 【事業等のリスク】 | 4 |
| 2 【経営上の重要な契約等】 | 4 |
| 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 8 |
| 第3 【提出会社の状況】 | 9 |
| 1 【株式等の状況】 | 9 |
| 2 【役員の状況】 | 10 |
| 第4 【経理の状況】 | 11 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 12 |
| 2 【その他】 | 18 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 19 |

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【四半期会計期間】 第77期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 株式会社トープラ

【英訳名】 Topura Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長瀬 悠一

【本店の所在の場所】 神奈川県秦野市曾屋201番地

【電話番号】 0463(82)2711

【事務連絡者氏名】 経営管理本部管理部長 南 孝司

【最寄りの連絡場所】 神奈川県秦野市曾屋201番地

【電話番号】 0463(82)2711

【事務連絡者氏名】 経営管理本部管理部長 南 孝司

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第76期 第3四半期 連結累計期間 | 第77期 第3四半期 連結累計期間 | 第76期 | |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| | | | 自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 |
| 売上高 (百万円) | 23,239 | 23,322 | 30,648 | |
| 経常利益 (百万円) | 834 | 546 | 947 | |
| 四半期(当期)純利益 (百万円) | 512 | 210 | 623 | |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 519 | △264 | 611 | |
| 純資産額 (百万円) | 4,839 | 4,592 | 4,930 | |
| 総資産額 (百万円) | 20,907 | 21,752 | 20,027 | |
| 1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円) | 20.90 | 8.56 | 25.40 | |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | — | — | — | |
| 自己資本比率 (%) | 22.30 | 20.20 | 23.70 | |

| 回次 | 第76期 第3四半期 連結会計期間 | 第77期 第3四半期 連結会計期間 | 第76期 | |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | | 自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日 | 自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 6.57 | 4.82 | | |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第76期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

新たにファスナー(ねじ)の販売を行うため、平成23年5月12日タイに子会社を設立いたしました。

(名称) TOPURA (THAILAND) COMPANY LIMITED (住所) タイ王国ライオン県ヘマラート
イースタンシーボード工業団地内

(第3四半期期末現在資本金) 557百万円 (主要な事業内容) ファスナー(ねじ)

(議決権に対する提出会社の所有割合) 100%

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

平成23年11月18日開催の取締役会において、日本発条株式会社（以下、「ニッパツ」といいます。）との株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を決議致しました。

本株式交換は、平成24年1月23日開催予定の臨時株主総会での可決承認を得た上で、平成24年4月1日が効力発生日となる予定です。

(1) 本株式交換の目的

ニッパツは、世界トップのばねメーカーとして、様々な産業の発展に貢献してまいりました。高度な開発力と技術力は、自動車分野のみならず、情報通信、産業、生活等の分野においても高く評価され、市場が求める様々なニーズにお応えしております。

ニッパツは、「なくてはならないキーパーツをグローバルに展開し、お客様からNo. 1と評価されるニッパツグループを目指すための基盤づくりを行う3ヵ年とする。」を理念とした、中期経営計画を発表しております。この中期経営計画の下でニッパツ及びニッパツグループは活動を行っておりますが、世界経済を取り巻く環境は急激に変化しており、中国・インドを中心とした新興国も引き続き成長しているものの、その成長率は鈍化してきております。この成長戦略市場をめぐり、日系外資系を問わず、自動車メーカーの進出が急速に進んでおります。ニッパツグループとしては、自動車部品の海外メーカーとの競合環境も激しさを増している中、日系自動車メーカーへのタイムリーな対応と外資系自動車メーカーへの販売シェアを拡大するための海外展開が急務となっております。

当社は、昭和25年の創業以来、日本でいち早く「プラスねじ」生産工場になる等、ねじを通して社会に貢献できる企業を目指して、幅広くファスナー事業に取り組んでまいりました。軽量化や表面処理等の地球環境に配慮した製品の開発等、締結分野における開発力・技術力は市場からも高く評価されており、ねじ業界においては確固たる地位を築いております。

当社は、平成23年度からの3ヵ年を「弱点を見直し、足元を固める時期」と位置付け、「企業価値創造と向上」のため、「持続的成長企業への転換」を図ることを基本理念とした中期経営計画を推進しております。

この中期経営計画下において、世界経済環境は、急激な円高や欧州の金融不安等未だ予断の許さない状況下であり、自動車業界においても円高対応や国際競争力確保のため、海外での自動車生産部品の現地調達化が急速に進められております。

当社グループは、オリジナル商品の拡販やモノづくり力の改善による国内基盤の強化を図ると共に、既に稼働中の米国子会社の拡張に加え、中国及びタイに子会社を設立する等、グローバルでの供給体制の確立を最も重要な経営戦略として進めております。

ニッパツはニッパツグループ各社の状況を踏まえ、ニッパツが掲げる中期経営計画の実現に向けては、従来以上にグループ会社の強みを引き出し、総合力を高めていくことが必要であると考えております。また、グループ全体の製品ラインアップ拡充や、ニッパツグループ各社が持つ製造・販売・購買ルート等へのアクセス、キャッシュ・マネジメント・システム等資金の有効な活用等、経営資源を最大限有効活用することが、ニッパツグループ全体の成長をさらに加速させ、市場のニーズにお応えする体制を一層強化できるものと考えております。さらには、急激に変化する外部環境への迅速な対応や、お客様の幅広いご要望に適切にお応えするためにも、意思決定のさらなる迅速化を可能とする体制構築が急務であると考えております。

上記のように、ニッパツグループ各社が持つ経営資源の更なる効率化、意思決定の迅速化と責任の明確化を可能とする体制を構築するため、この度、ニッパツによる当社の完全子会社化の合意に至りました。これまでも、当社はニッパツの持分法適用会社であることから一定の協力関係にはあったものの、現下の厳しい経済環境を乗り切るためには、更に一步踏み込みお互いに協力してグループ全体の事業効率を向上させる必要があると判断いたしました。具体的なシナジーには、ニッパツグループとしての効率的な共同海外進出や、精密部品分野における共同開発、ニッパツによる当社への資金及び人的資源等経営全般における援助やそれに基づく顧客からの信頼感向上、ニッパツグループ会社を通じた販路の拡大等や上場維持コストの削減等の効果を見込んでおります。

今後、両社が従来以上に企業理念やビジョンを共有し、互いに成長しながら一体となって事業を展開していくことが、両社をはじめとしたニッパツグループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

(2) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容

① 本株式交換の方法

ニッパツを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ニッパツについては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、当社については平成24年1月23日開催の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成24年4月1日を効力発生日となります。

② 本株式交換に係る割当ての内容

当社株式1株に対して、ニッパツ株式0.17株を割当て交付いたします。ただし、ニッパツが保有する当社株式7,940,968株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ニッパツは本株式交換により、ニッパツ株式2,821,167株を割当て交付いたしますが、交付するニッパツ株式にはニッパツが保有する自己株式（平成23年9月30日現在9,870,154株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、当社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下、「基準時」といいます。）において有する全ての自己株式（平成23年9月30日現在93,930株）（本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時までには消却する予定です。

なお、本株式交換により交付する株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニッパツは野村證券株式会社（以下、「野村証券」といいます。）を、当社はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

野村證券は、ニッパツについては、ニッパツが東京証券取引所市場第1部（以下、「東証第1部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の終値平均値）を、また、ニッパツには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が大証第2部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成23年11月16日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

ニッパツ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価平均法 | 0.13～0.14 |
| 類似会社比較法 | 0.16～0.28 |
| DCF法 | 0.07～0.24 |

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、ニッパツ及び当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ニッパツ、当社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成23年11月16日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、ニッパツ及び当社の財務予測については、ニッパツ及び当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、みずほ証券は、ニッパツについては、市場株価基準法及びDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成23年11月16日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、平成23年11月11日（ニッパツによる「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの期間、算定基準日以前の1ヵ月間、3ヵ月間、6ヵ月間の東証第1部における株価終値単純平均値を採用しました。また、当社については、市場株価基準法及びDCF法を採用して算定を行いました。市場株価基準法では、平成23年11月16日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、平成23年11月11日（ニッパツによる「業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ」公表日の翌営業日）から算定基準日までの期間、算定基準日以前の1ヵ月間、3ヵ月間、6ヵ月間の大証第2部における株価終値単純平均値を採用しました。なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対するニッパツの普通株式の割当株数の算定結果は、市場株価基準法では0.13～0.14、DCF法では0.13～0.20と算定し、その結果を当社に提出いたしました。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価基準法 | 0.13～0.14 |
| DCF法 | 0.13～0.20 |

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は平成23年11月16日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

なお、DCF法による算定の基礎として、ニッパツ及び当社が野村証券及びみずほ証券に提供した各社利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは、各事業における売上増加及びコストの削減により、業績向上が期待できると考えたためです。

② 算定の経緯

ニッパツ及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、ニッパツ及び当社はそれぞれ上記に記載の株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(4) 株式交換完全親会社となる会社の概要

| | |
|--------|---------------------------------|
| 商号 | 日本発条株式会社 |
| 本店の所在地 | 横浜市金沢区福浦三丁目10番地 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 玉村 和己 |
| 資本金の額 | 17,009百万円（平成23年12月31日現在） |
| 事業の内容 | 懸架ばね、自動車用シート、精密部品、産業機器ほか製品の製造販売 |

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間における我が国の経済情勢は、新興国の成長に牽引され緩やかな回復基調にあるなか、財政問題を抱えた欧州での景気減速の顕在化、長引く円高など企業収益を圧迫する懸念材料が払拭できず、先行き不透明感が高まりました。

当社グループの主要な取引先となります自動車産業におきましては、国内においては、東日本大震災の原子力問題による電力供給不足の影響を受けたものの、生産供給体制は予想以上に早く回復傾向にあります。10月に発生したタイの洪水の影響を受け、自動車生産台数が再び減少しました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、23,322百万円（前年同期比0.4%増）となりました。利益面におきましては、営業利益は619百万円（前年同期比34.7%減）、経常利益は546百万円（前年同期比34.6%減）、四半期純利益は210百万円（前年同期比59.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部については、流動資産が13,498百万円となり、前連結会計年度末に比べ551百万円の増加となりました。固定資産は8,253百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,173百万円の増加となりました。

負債の部については、流動負債が11,020百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,552百万円の増加となりました。固定負債は6,139百万円となり、前連結会計年度末に比べ510百万円の増加となりました。

純資産の部については、株主資本が4,820百万円となり、前連結会計年度末に比べ135百万円の増加となりました。その他の包括利益累計額は△427百万円となり、前連結会計年度末に比べ489百万円の減少となりました。

少数株主持分は、199百万円となり、前連結会計年度末に比べ15百万円の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は213百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 90,000,000 |
| 計 | 90,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成24年2月14日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---|-----------------------------|------------------------------------|--------------|
| 普通株式 | 24,630,000 | 24,630,000 | 大阪証券取引所 (市場第二部) | 単元株式数は1,000株 |
| 計 | 24,630,000 | 24,630,000 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年12月31日 | — | 24,630 | — | 1,838 | — | 1,530 |

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

平成23年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 93,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 24,334,000 | 24,334 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 203,000 | — | — |
| 発行済株式総数 | 24,630,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 24,334 | — |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、3,000株(議決権3個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が、930株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社トーπρα | 神奈川県秦野市 曾屋201番地 | 93,000 | — | 93,000 | 0.38 |
| 計 | — | 93,000 | — | 93,000 | 0.38 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 4,649 | 4,118 |
| 受取手形及び売掛金 | 4,695 | 5,366 |
| 有価証券 | — | 60 |
| 商品及び製品 | 1,666 | 1,685 |
| 仕掛品 | 563 | 628 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,007 | 1,001 |
| 繰延税金資産 | 270 | 261 |
| その他 | 116 | 399 |
| 貸倒引当金 | △23 | △22 |
| 流動資産合計 | 12,947 | 13,498 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 1,326 | 1,658 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 1,702 | 2,002 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 152 | 156 |
| 土地 | 1,997 | 2,205 |
| リース資産（純額） | 73 | 185 |
| 建設仮勘定 | 495 | 591 |
| 有形固定資産合計 | 5,749 | 6,800 |
| 無形固定資産 | | |
| その他 | 28 | 32 |
| 無形固定資産合計 | 28 | 32 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 570 | 503 |
| 繰延税金資産 | 614 | 575 |
| その他 | 141 | 367 |
| 貸倒引当金 | △24 | △25 |
| 投資その他の資産合計 | 1,302 | 1,421 |
| 固定資産合計 | 7,080 | 8,253 |
| 資産合計 | 20,027 | 21,752 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 6,953 | 7,899 |
| 短期借入金 | 189 | 506 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 821 | 974 |
| リース債務 | 21 | 50 |
| 未払法人税等 | 62 | 203 |
| 賞与引当金 | 401 | 219 |
| 設備関係支払手形 | 131 | 185 |
| その他 | 887 | 981 |
| 流動負債合計 | 9,467 | 11,020 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 4,365 | 4,708 |
| リース債務 | 59 | 145 |
| 退職給付引当金 | 1,128 | 1,214 |
| 役員退職慰労引当金 | 41 | 0 |
| 長期末払金 | — | 36 |
| 資産除去債務 | 33 | 33 |
| 固定負債合計 | 5,629 | 6,139 |
| 負債合計 | 15,096 | 17,159 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,838 | 1,838 |
| 資本剰余金 | 1,530 | 1,530 |
| 利益剰余金 | 1,331 | 1,466 |
| 自己株式 | △14 | △14 |
| 株主資本合計 | 4,685 | 4,820 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 149 | 120 |
| 為替換算調整勘定 | △87 | △548 |
| その他の包括利益累計額合計 | 61 | △427 |
| 少数株主持分 | 184 | 199 |
| 純資産合計 | 4,930 | 4,592 |
| 負債純資産合計 | 20,027 | 21,752 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|---------------------|--|--|
| 売上高 | 23,239 | 23,322 |
| 売上原価 | 19,380 | 19,693 |
| 売上総利益 | 3,858 | 3,628 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,909 | 3,009 |
| 営業利益 | 948 | 619 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 受取配当金 | 11 | 12 |
| その他 | 63 | 65 |
| 営業外収益合計 | 75 | 79 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 113 | 91 |
| 為替差損 | 21 | 21 |
| その他 | 55 | 39 |
| 営業外費用合計 | 189 | 152 |
| 経常利益 | 834 | 546 |
| 特別利益 | | |
| その他 | 4 | — |
| 特別利益合計 | 4 | — |
| 特別損失 | | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 33 | — |
| 株式交換費用 | — | ※1 23 |
| その他 | 0 | 1 |
| 特別損失合計 | 34 | 24 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 804 | 521 |
| 法人税等 | 264 | 296 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 540 | 224 |
| 少数株主利益 | 27 | 14 |
| 四半期純利益 | 512 | 210 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 540 | 224 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 8 | △28 |
| 為替換算調整勘定 | △29 | △460 |
| その他の包括利益合計 | △20 | △489 |
| 四半期包括利益 | 519 | △264 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 492 | △279 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 27 | 14 |

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) | |
|---|---|
| (1) 連結の範囲の重要な変更 | 第1四半期連結会計期間より、新たに設立したTOPURA (THAILAND) COMPANY LIMITEDを連結の範囲に含めております。 |
| (2) 持分法適用の範囲の重要な変更 | 該当事項はありません。 |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) | |
|---|--|
| 1. 税金費用の計算 | 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 |

【追加情報】

| 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) | |
|---|--|
| 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。 (法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、翌連結会計年度以降の法定実効税率が変更となります。この税率変更により、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度から税効果会計が影響を受け、税金費用は84百万円増加しております。 | |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|-------------------------|--|
| | 1 第3四半期連結会計期間末日満期手形 第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、第3四半期連結会計期間末の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 |

(四半期連結損益計算書関係)

| 前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) |
|--|--|
| | ※1 日本発条株式会社との株式交換に伴う費用を計上しております。 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

| 前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) |
|--|--|
| 減価償却費 514百万円 | 減価償却費 533百万円 |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成23年6月17日 定時株主総会 | 普通株式 | 73 | 3.00 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月20日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当社の報告セグメントは、単一セグメントのため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|----------------------|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 20円90銭 | 8円56銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 512 | 210 |
| 普通株主に帰属しない金額 | — | — |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 512 | 210 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 24,538 | 24,536 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

| 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日) |
|---|
| 第2「事業の状況」2「経営上の重要な契約等」に記載したとおり、平成23年11月18日開催の取締役会において、ニッパツとの株式交換契約を決議しております。 本株式交換は、平成24年1月23日開催の臨時株主総会で承認されましたので、平成24年4月1日が効力発生日となり、これに先立って平成24年3月28日に当社株式は上場廃止となります。 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月14日

株式会社トーブラ
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 池 尻 省 三 印

業務執行社員 公認会計士 藤 田 貴 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーブラの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トーブラ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月14日

【会社名】 株式会社トーブラ

【英訳名】 Topura Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長瀬 悠一

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 神奈川県秦野市曾屋201番地

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長長瀬 悠一は、当社の第77期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。